

令和 8 年度

鏡石町風評払拭のためのデジタルコンテンツ発信事業業務委託
(プロモーション動画制作)
企画提案仕様書

令和 8 年 5 月
鏡 石 町

1 業務の背景及び目的

福島県の本格的な復興・創生に向けては、今もなお続く風評を払拭することが重要となっており、それは本町においても同様である。

令和7年度に実施した調査結果（以下、「令和7年度調査結果」という。別紙資料）に基づき、風評が大きいと考えられるターゲットに対して、鏡石町の食材や特産品、町の観光地などについて、科学的根拠を基に安全・安心を伝える内容を入れ込んだ動画を作成し、正しい情報を発信する。

2 事業名称

鏡石町風評払拭のためのデジタルコンテンツ発信事業業務委託（プロモーション動画制作）

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

4 業務内容

受託者は、業務の目的及び別紙「地域魅力向上・発信事業計画に基づく事業計画書」を理解し、以下の業務を行うものとする。

(1) 動画制作業務

令和7年度調査結果に基づき、風評の影響が大きいと思われる分野、年代及び男女に対して、風評払拭を図れる戦略により動画を制作する。

ア 企画・構成

令和7年度調査結果に基づき、本町と協議を行い決定する。決定した内容を基に、動画の構成を作成する。

- ・鏡石町の観光資源（観光、特産品等）を素材とし、“夏の魅力”をテーマにした動画とする。
- ・作成した動画を広く発信するため、ショート動画をInstagram等SNSにて広告配信し（都市圏）、同時にアンケート調査も行い視聴後の動向調査を行う。
- ・鏡石町の食材や特産品、町の観光地などをモデル等が実際に来て、見て、食べて楽しむ様子を動画にする。なお、動画には科学的根拠を基にした観光及び食の安全・安心を伝える内容を入れ込む。

イ 撮影

企画構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。なお、撮影箇所は町が指定する場合があります。次の内容を委託業務に含むものとする。

- ① 資料・素材の収集
- ② 肖像権や著作権について必要な手続き（撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映（SNS及びYouTube等へのアップ、テレビ局等への提供・貸出を含む。）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。）
- ③ 出演者、協力者、撮影地への交渉・許可
- ④ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

ウ 編集

撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。動画の完成までに、本町による内容確認及び修正等の指示を受ける。

エ 制作本数及び再生時間

再生時間、本数については、本町と協議を行い決定する。

オ 成果品の納品

成果物は、次の要件・規格で納品するものとする。

- ① 動画の規格は、16:9とし、フルハイビジョン（1920×1080）映像とする。

- ② 動画の納品は、使用に合わせて以下を制作するものとする。
- ・DVD ディスク 3枚（盤面印刷含む。コピー可能なもの）
 - ・Blu-ray ディスク 1枚（盤面印刷含む。コピー可能なもの）
 - ・配信データ 本町のホームページ、YouTube、SNS 等で再生可能な形式
 - ・動画の制作に使用した写真や各シーンの静止画等を保存した DVD 1枚（盤面印刷含む。コピー可能なもの）ただし、町で使用できる素材に限る。
 - ・その他、本町の指示により追加することもある。

(2) SNS、WEB等による情報発信業務

ア SNS、WEB等による情報発信

SNS、WEB等に(1)で作成した動画を県外に対して発信する。各種発信の内容は、次のとおりとする。

- ① SNS、WEB 等で風評被害のあるターゲットに効果的に配信できる媒体を選定し、配信すること。（配信 imp 数等については、令和7年度調査結果に基づき調整する。）
- ② その他、令和7年度調査結果に基づいた配信を行うこと。本町において指示をすることがある。

イ 情報発信による効果の取りまとめ・分析

SNS、WEB等で発信したことによる風評払拭への効果を月次で取りまとめ・分析を行うこと。また、情報発信終了後については、風評払拭への効果の最終的な取りまとめ・分析を行うこと。

(3) 風評被害調査・分析業務

鏡石町の有する魅力を効果的に情報発信するため、必要な情報収集及び風評状況等を把握するための調査・分析を実施するため、以下の業務を遂行するものとする。

ア 「食」、「移住定住」、「農業」及び「観光」等の風評の状況を把握するための調査

- ・調査方法はインターネット等によるアンケート調査とする。
- ・(4)実施の際には、参加者にもアンケート調査を実施すること。
- ・首都圏に居住している20～69歳の男女からの500以上のサンプルを回収すること。
- ・アンケート項目については、各分野での風評被害を的確に把握し、風評被害が大きい分野及びターゲット層別に的確な情報発信を可能とする内容とする。（項目設計に対する委託者の決定を必要とする。）

また、ALPS処理水の放出に関する影響が発生しているかも項目に加えることとし、設問数は全35問程度とする。

イ 調査結果の取りまとめ・分析

- ・アンケート項目に関連した、国、福島県等で行っている風評被害に関連する調査結果と比較し分析すること。
- ・年代別に風評の動向及びターゲット別に事業効果を算出できるよう分析し、取りまとめること。
- ・令和3年度調査結果、令和6年度調査結果及び令和7年度調査結果と比較、分析を行い令和9年度以降の風評払拭に係る戦略を策定すること。
- ・取りまとめ、分析後のデータを速やかに町に提出すること。

5 データの保護・著作権について

(1) 秘密保持

受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、また本町が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

(2) 第三者提供の禁止

受託者は、本町が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。

- (3) 複写・複製の禁止
受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本町から提供された資料等を本町の許諾なく複写または複製してはならない。
- (4) 事故発生時における報告業務
受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを本町に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。
- (5) 記録媒体上の情報の消去
受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに消去すること。
- (6) 著作権の帰属
本町へ納入した成果物に係る一切の権利は当町に帰属する。
- (7) 紛争の処理
映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受託者の責任において対応し、町は責任を負わない。
- (8) 映像等の編集
映像や画像の差替えが必要な場合は、町は映像や画像の差替え等の編集を行えるものとする。

6 成果品の納品

成果品として委託者が指定する場所に納品すること。

- (1) 実績報告書 2部

7 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項であっても、風評の払拭が図れる内容であれば積極的に提案すること。
- (2) 本事業は、福島再生加速化交付金を活用することから、下記に留意すること。
 - ・一般管理費を計上する場合は、上限を10%とする。ただし、受託者における一般管理費率が過去5年にわたり10%よりも高い場合（ただし決算書上確認できる場合）には、協議の上で一般管理費率を決定する。
 - ・本事業に使用された書類（支払明細書含む）は、委託者の指示で整理すること。また、事業終了後に提出を求めることとなるため、契約期間内に支払処理を済ませることとする。支払処理を確認できない場合は、支払対象にできない場合がある。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、町と受託者が協議して決定する。